

○桐生市契約等業者指名選考委員会規程

平成元年3月31日

桐生市訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、桐生市契約に関する規則(昭和39年桐生市規則第23号)に基づく指名人の選考等につき、適正かつ公平を図るため桐生市契約等業者指名選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の指名人の選考に関する審査を行う。ただし、緊急時における随意契約及び特殊な契約事務を除くものとする。

- (1) 予定価格250万円を超える競争入札のうち次に掲げるもの
 - ア 工事及び測量その他の工事関係の委託に関するもの
 - イ 財産の買入れ、物件の借入れ及びアに掲げるものを除く委託に関するもの
 - (2) 予定価格200万円を超える随意契約のうち次に掲げるもの
 - ア 工事に関するもの
 - イ 製造の請負に関するもの
 - (3) 予定価格150万円を超える随意契約に係る財産の買入れに関するもの
 - (4) 予定価格80万円を超える随意契約に係る物件の借入れに関するもの
 - (5) 予定価格100万円を超える随意契約のうち次に掲げるもの
 - ア 測量その他の工事関係の委託に関するもの
 - イ アに掲げるものを除く委託に関するもの
- 2 委員会は、条件付き一般競争入札に関する審査を行う。
 - 3 委員会は、総合評価落札方式の技術提案に関する評価を行う。
(平16訓令11・全改、平19訓令14・一部改正、令4訓令5・項追加、令7訓令1・一部改正)

(組織)

第3条 委員会の委員の区分は、次の各号に定めるものとし、委員は当該各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 前条第1項第1号ア、第2号ア及び第5号アに掲げる事項の指名人の選考に関する審査並びに同条第2項の審査を行う委員は、次のとおりとする。
 - ア 副市長
 - イ 総務部長
 - ウ 共創企画部長
 - エ 都市整備部長
 - オ 水道局長
 - カ 契約検査課長

(2) 前条第1項第1号イ、第2号イ、第3号、第4号及び第5号イに掲げる事項の指名人の選考に関する審査を行う委員は、次のとおりとする。

- ア 副市長
- イ 総務部長
- ウ 共創企画部長
- エ 市民生活部長
- オ 教育部長
- カ 契約検査課長

(3) 前条第3項の評価を行う委員は、次のとおりとする。

- ア 副市長
- イ 総務部長
- ウ 共創企画部長
- エ 都市整備部長
- オ 水道局長

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、当該職にある者に代えて市長が指名する者をもって充てることができる。

(平4訓令2・平8訓令4・平12訓令1・平16訓令11・平19訓令7・平20訓令9・平20訓令17・平23訓令3・平25訓令6・平26訓令2・平27訓令2・平29訓令1・令2訓令3・令4訓令5・一部改正)

(委員長及びその代理)

第4条 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員の中からあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(審査)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 第2条第1項及び第2項に規定する委員会の審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(令4訓令5・一部改正)

(資料及び情報の提出義務等)

第7条 関係各課は、委員会の必要とする資料及び情報を提出しなければならない。

2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(令4訓令5・一部改正)

(専決)

第8条 委員長は、委員会を招集する時間的余裕がないときは、委員会の任務について専決することができる。

(平16訓令11・全改、平25訓令6・一部改正)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において行う。

(平12訓令1・平20訓令9・一部改正)

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

2 桐生市工事請負人等指名選考委員会規程(昭和45年桐生市訓令第6号)は、廃止する。

附 則(平成4年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月10日訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月1日訓令第11号)

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月4日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月27日訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月8日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月14日訓令第1号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日訓令第3号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月1日訓令第5号)
この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日訓令第1号)
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。